

## 令和5年3月定例会 教育長報告

行 事 表	
2月20日(月)	カリキュラム・マネジメント第3回検討会議（二ツ井町庁舎 大会議室）
2月22日(水)	第3回教育長面接：県教育委員会（山本地域振興局）
2月24日(金)	教育委員会臨時会（二ツ井町庁舎 庁議室）
2月28日(火)	市議会定例会（～3/24 新庁舎 議場）
3月12日(日)	中学校卒業式（能代第二中学校）
3月14日(火)	小学校卒業式（第四小学校）
3月15日(水)	奨学選考委員会（新庁舎 会議室8）
3月17日(金)	能代市青少年問題協議会（二ツ井町庁舎 大会議室）
〃	第2回能代市総合教育会議（二ツ井町庁舎 大会議室）
3月21日(火)	第95回記念選抜高校野球大会 能代松陽高校応援（阪神甲子園球場）
3月22日(水)	教育委員会臨時会（二ツ井町庁舎 庁議室）
〃	令和4年度能代市・豊島区教育連携「協定覚書サインセレモニー」 (リモート：二ツ井町庁舎 庁議室)
3月27日(月)	能代市文化財等収蔵庫見学
〃	教育委員会定例会（新庁舎 会議室9・10）
〃	能代市栄光賞追加授与式（新庁舎 会議室9・10）
3月30日(木)	令和4年度会計年度任用職員退職者感謝の会（二ツ井町庁舎 大会議室）
3月31日(金)	退職者辞令交付式
4月 3日(月)	教育委員会職員辞令交付式
4月 4日(火)	令和5年度転入等校長・教頭面談（二ツ井町庁舎 庁議室）
4月10日(月)	令和5年度校長会総会（湊城南小学校）
〃	令和5年度能代山本教育研究会総会（南部公民館）
4月12日(水)	令和5年度能代市小・中学校教頭会総会（新庁舎 会議室9・10）
4月13日(木)	令和5年度能代市山本郡教頭会総会（能代市中央公民館 視聴覚室）
4月19日(水)	令和5年度東北都市教育長協議会定期総会（～4/21 福島県郡山市）
4月27日(木)	教育委員会定例会（二ツ井町庁舎 大会議室）



## 議案第 1 1 号

能代市立小、中学校管理規則の一部改正について

能代市立小、中学校管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 5 年 3 月 2 7 日提出

能代市教育委員会教育長 高 橋 誠 也

能代市立小、中学校管理規則の一部を改正する規則

能代市立小、中学校管理規則（平成 1 8 年能代市教育委員会規則第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 2 3 条の 2」を「第 2 3 条」に改める。

第 4 条中「同法」を「同令」に改める。

第 2 3 条を削り、第 2 3 条の 2 を第 2 3 条とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### 提案理由

学校評議員を置かないこととしたため、学校評議員に係る条文を削除しようとするものである。



○能代市立小、中学校管理規則（平成18年能代市教育委員会規則第13号）  
 新旧対照表

改正前	改正後
<p>○能代市立小、中学校管理規則            平成18年3月21日            教育委員会規則第13号</p> <p>目次            第1章 総則（第1条）            第2章 教育活動及び教育課程（第2条—第12条）            第3章 児童及び生徒（第13条—第15条）            第4章 組織編制（第16条—<u>第23条の2</u>）            第5章 勤務時間（第24条—第28条の2）            第6章 学校予算（第29条）            第7章 施設・設備（第30条—第35条）            附則</p> <p>（略）</p> <p>（臨時休業）            第4条 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第63条（同法第79条において準用する場合を含む。）に規定する校長の報告は、次の事項を記載した書面をもってしなければならない。            （1）授業を行わなかった期間            （2）非常変災その他急迫の事情の概要            （3）前後措置の状況            （4）前3号に掲げるもののほか、参考となる事項</p> <p>（略）</p> <p>（学校評議員）  <u>第23条 学校が保護者、地域住民等の意見を反映させながら、その協力を得て、開かれた学校運営を推進するため教育委員会が必要と認めるときは、学校に学校評議員を置くことができる。</u>  <u>2 学校評議員は、校長の推薦に基づき、教育委員会が委嘱する。</u>  <u>3 学校評議員に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。</u>            （学校事務共同実施組織）  <u>第23条の2 学校において、効率的及び効果的な事務処理体制の確立と事務機能の強化を図り、教育活動の支援を行うため、関係する学校の事務職員が共同で学校事務の処理を行う学校事務共同実施組織を置くことができる。</u>            2 学校事務共同実施組織は、教育委員会が指定する。            3 前項の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p> <p>（略）</p>	<p>○能代市立小、中学校管理規則            平成18年3月21日            教育委員会規則第13号</p> <p>目次            第1章 総則（第1条）            第2章 教育活動及び教育課程（第2条—第12条）            第3章 児童及び生徒（第13条—第15条）            第4章 組織編制（第16条—<u>第23条</u>）            第5章 勤務時間（第24条—第28条の2）            第6章 学校予算（第29条）            第7章 施設・設備（第30条—第35条）            附則</p> <p>（略）</p> <p>（臨時休業）            第4条 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第63条（<u>同令第79条</u>において準用する場合を含む。）に規定する校長の報告は、次の事項を記載した書面をもってしなければならない。            （1）授業を行わなかった期間            （2）非常変災その他急迫の事情の概要            （3）前後措置の状況            （4）前3号に掲げるもののほか、参考となる事項</p> <p>（略）</p> <p>（学校事務共同実施組織）  <u>第23条 学校において、効率的及び効果的な事務処理体制の確立と事務機能の強化を図り、教育活動の支援を行うため、関係する学校の事務職員が共同で学校事務の処理を行う学校事務共同実施組織を置くことができる。</u>            2 学校事務共同実施組織は、教育委員会が指定する。            3 前項の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p> <p>（略）</p>



議案第 1 2 号

能代市招致外国青年の任用に関する規則の一部改正について

能代市招致外国青年の任用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 5 年 3 月 2 7 日提出

能代市教育委員会教育長 高 橋 誠 也

能代市招致外国青年の任用に関する規則の一部を改正する規則

能代市招致外国青年の任用に関する規則（令和 2 年能代市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 2 項の表に次のように加える。

4	参加者が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	その都度必要と認められる期間
---	--	----------------

附則に次の 4 項を加える。

（新型コロナウイルス感染症の影響による参加期間等の特例）

- 3 第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、来日日が令和 4 年 4 月 1 1 日から令和 4 年 7 月 3 0 日までの間にある参加者（以下「特例参加者」という。）に係る参加期間を、来日日の翌日から令和 5 年 4 月 1 0 日までの期間（以下「特例参加期間」という。）とする。
- 4 第 4 条第 2 項の規定にかかわらず、特例参加者について、特例参加期間満了後、教育委員会は、参加期間を令和 5 年 7 月 3 1 日まで更新できるものとする。この場合において、当該参加期間満了後、教育委員会は、再度 1 年間更新できるものとする。
- 5 第 1 3 条第 1 項の規定にかかわらず、特例参加者は、特例参加期間中に分割又は連続した 2 0 日間の年次有給休暇を取得することができる。この場合において、

特例参加者が、特例参加期間満了後、教育委員会に再度任用される場合には、令和5年4月11日から始まる1年ごとの期間を算定期間とし、それぞれの算定期間中に分割又は連続した20日間の年次有給休暇を取得することができる。

- 6 第13条第3項の規定にかかわらず、特例参加者が、特例参加期間満了後、教育委員会に再度任用される場合には20日間を限度として年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）を、次の算定期間に繰り越すことができるものとする。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

第35期新規招致者の参加期間及び年次有給休暇の取扱いについて改正しようとするものである。



○能代市招致外国青年の任用に関する規則（令和2年能代市教育委員会規則第4号）  
新旧対照表

改正前			改正後																	
<p>能代市招致外国青年の任用に関する規則 令和2年3月30日 教育委員会規則第4号 (略)</p> <p>(特別休暇) 第15条 教育長は、次の表の事由の欄に掲げる場合に該当する参加者に対して、同表の期間の欄に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 教育長は、次の表の事由の欄に掲げる場合に該当する参加者に対して、同表の期間の欄に定める期間の無給の休暇を与えるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>事由</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>			番号	事由	期間	(略)	(略)	(略)	<p>能代市招致外国青年の任用に関する規則 令和2年3月30日 教育委員会規則第4号 (略)</p> <p>(特別休暇) 第15条 教育長は、次の表の事由の欄に掲げる場合に該当する参加者に対して、同表の期間の欄に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 教育長は、次の表の事由の欄に掲げる場合に該当する参加者に対して、同表の期間の欄に定める期間の無給の休暇を与えるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>事由</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>参加者が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき</td> <td>その都度必要と認められる期間</td> </tr> </tbody> </table>			番号	事由	期間	(略)	(略)	(略)	4	参加者が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	その都度必要と認められる期間
番号	事由	期間																		
(略)	(略)	(略)																		
番号	事由	期間																		
(略)	(略)	(略)																		
4	参加者が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	その都度必要と認められる期間																		
<p>(略)</p> <p>附 則 (施行期日) 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。 (新型コロナウイルス感染症の影響による報酬の特例) 2 第7条第1項の規定にかかわらず、来日日が令和3年9月1日から令和4年7月30日までの間にある参加者に係る令和4年8月以後の月分の報酬額については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 (1) 来日日の翌日から令和4年7月31日までの期間が6月以上の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 令和4年8月から令和5年7月までの月</p>			<p>(略)</p> <p>附 則 (施行期日) 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。 (新型コロナウイルス感染症の影響による報酬の特例) 2 第7条第1項の規定にかかわらず、来日日が令和3年9月1日から令和4年7月30日までの間にある参加者に係る令和4年8月以後の月分の報酬額については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 (1) 来日日の翌日から令和4年7月31日までの期間が6月以上の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 令和4年8月から令和5年7月までの月</p>																	

- 分 月額30万円（年額360万円程度）
  - イ 令和5年8月から令和6年7月までの月分 月額32万5千円（年額390万円程度）
  - ウ 令和6年8月以後の月分 月額33万円（年額396万円程度）
- (2) 来日日の翌日から令和4年7月31日までの期間が6月未満の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
- ア 令和4年8月から令和5年7月までの月分 月額28万円（年額336万円程度）
  - イ 令和5年8月から令和6年7月までの月分 月額30万円（年額360万円程度）
  - ウ 令和6年8月から令和7年7月までの月分 月額32万5千円（年額390万円程度）
  - エ 令和7年8月以後の月分 月額33万円（年額396万円程度）

附 則  
この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

- 分 月額30万円（年額360万円程度）
  - イ 令和5年8月から令和6年7月までの月分 月額32万5千円（年額390万円程度）
  - ウ 令和6年8月以後の月分 月額33万円（年額396万円程度）
- (2) 来日日の翌日から令和4年7月31日までの期間が6月未満の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
- ア 令和4年8月から令和5年7月までの月分 月額28万円（年額336万円程度）
  - イ 令和5年8月から令和6年7月までの月分 月額30万円（年額360万円程度）
  - ウ 令和6年8月から令和7年7月までの月分 月額32万5千円（年額390万円程度）
  - エ 令和7年8月以後の月分 月額33万円（年額396万円程度）

(新型コロナウイルス感染症の影響による参加期間等の特例)

3 第4条第1項の規定にかかわらず、来日日が令和4年4月11日から令和4年7月30日までの間にある参加者（以下「特例参加者」という。）に係る参加期間を、来日日の翌日から令和5年4月10日までの期間（以下「特例参加期間」という。）とする。

4 第4条第2項の規定にかかわらず、特例参加者について、特例参加期間満了後、教育委員会は、参加期間を令和5年7月31日まで更新できるものとする。この場合において、当該参加期間満了後、教育委員会は、再度1年間更新できるものとする。

5 第13条第1項の規定にかかわらず、特例参加者は、特例参加期間中に分割又は連続した20日間の年次有給休暇を取得することができる。この場合において、特例参加者が、特例参加期間満了後、教育委員会に再度任用される場合には、令和5年4月11日から始まる1年ごとの期間を算定期間とし、それぞれの算定期間中に分割又は連続した20日間の年次有給休暇を取得することができる。

6 第13条第3項の規定にかかわらず、特例参加者が、特例参加期間満了後、教育委員会に再度任用される場合には20日間を限度として年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）を、次の算定期間に繰り越すことができるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第 13 号

能代市生涯学習施設サン・ウッド能代の管理運営に関する規則の一部改正について

能代市生涯学習施設サン・ウッド能代の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 5 年 3 月 27 日提出

能代市教育委員会教育長 高 橋 誠 也

能代市生涯学習施設サン・ウッド能代の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

能代市生涯学習施設サン・ウッド能代の管理運営に関する規則（平成 18 年能代市教育委員会規則第 36 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号を次のように改める。

様式第1号(第4条関係)

サン・ウッド能代使用許可申請書

年 月 日

能代市教育委員会 様

住 所 \_\_\_\_\_

団 体 名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

使用責任者 氏名 \_\_\_\_\_

電話( \_\_\_\_\_ )

サン・ウッド能代を使用したいので、次のとおり申請いたします。

使用目的											
	使 用 日 時					開会時刻	使 用 施 設				
	年	月	日	時	分から	時	分	まで	時	分	
	年	月	日	時	分から	時	分	まで	時	分	
	年	月	日	時	分から	時	分	まで	時	分	
	年	月	日	時	分から	時	分	まで	時	分	
	年	月	日	時	分から	時	分	まで	時	分	
使用施設	利用区分	小学生	以下	中学生	高校生	一般	計	※使用料	円		
	会議室										
	第1研修室										
	第2研修室										
	第3研修室										
	第4研修室 (和室)										
	体育室										
	利用人数計								円		
	冷暖房設備利用		有		無						
使用設備											
※ 上記申請書どおり許可してよろしいか。						受 付 番 号 第 号					
決 裁	所長					受 付 番 号	.	.			
						許 可 領 収	.	.			
						減免申請の有無 有・無(別表第1・別表第2・無料)					

※印欄は、記入しないでください。

## 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

### 提案理由

能代市生涯学習施設サン・ウッド能代のテニスコートを廃止することに伴い、所要の改正をしようとするものである。



能代市生涯学習施設サン・ウッド能代の管理運営に関する規則 新旧対照表

改正前							改正後						
〈略〉 (許可の申請) 第4条 サン・ウッドの使用の許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、サン・ウッド能代使用許可申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を教育委員会に提出し、許可を受けなければならない。							〈略〉 (許可の申請) 第4条 サン・ウッドの使用の許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、サン・ウッド能代使用許可申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を教育委員会に提出し、許可を受けなければならない。						
〈略〉 様式第1号(第4条関係) 使用施設							〈略〉 様式第1号(第4条関係) 使用施設						
利用区分	小学生以下	中学生	高校生	一般	計	※使用料	利用区分	小学生以下	中学生	高校生	一般	計	※使用料
会議室						円	会議室						円
第1研修室							第1研修室						
第2研修室							第2研修室						
第3研修室							第3研修室						
第4研修室(和室)							第4研修室(和室)						
体育室							体育室						
テニスコート							利用人数計						※使用料合計
利用人数計							冷暖房設備利用		有	無			円
冷暖房設備利用		有	無			円							





## 議案第14号

能代市文化財資料収蔵庫条例施行規則の制定について

能代市文化財資料収蔵庫条例施行規則を次のように定める。

令和5年3月27日提出

能代市教育委員会教育長 高橋 誠也

能代市文化財資料収蔵庫条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、能代市文化財資料収蔵庫条例（令和5年能代市条例第 号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理)

第2条 能代市文化財資料収蔵庫（以下「収蔵庫」という。）の管理にかかわる職員は、収蔵庫に保管する文化財等（以下「文化財等」という。）の適切な管理を行うとともに、収蔵資料台帳を整備し、必要に応じて管理状況の検査を行わなければならない。

(収蔵庫の区分)

第3条 収蔵庫の区分は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 特別収蔵庫
- (2) 一般収蔵庫
- (3) 大型収蔵庫

2 前項第1号及び第2号に規定する場所では、火気及び土足の使用を禁ずる。

(文化財等の閲覧等)

第4条 収蔵庫内において文化財等を公開しない。ただし、教育、学術若しくは文化に関する機関、団体等又はそれらに属する者が、次の各号のいずれかに該当する場合において、教育委員会が適当と認めたときは、文化財等を閲覧、撮影又は複写（以下「閲覧等」という。）をすることができる。

- (1) 展示公開のための調査であるとき
- (2) 教育普及活動のための調査であるとき
- (3) 学術上の調査研究のためであるとき

2 文化財等の閲覧等ができる日は、能代市の休日を定める条例（平成18年能代市

条例第2号)第1条第1項各号に掲げる日以外の日とする。

(閲覧等の申込み)

第5条 文化財等の閲覧等を希望する者は、閲覧等を希望する日の1週間前までに能代市文化財等閲覧等申込書(様式第1号)により、教育委員会に申し込まなければならない。

(承認書の交付)

第6条 教育委員会は、前条の規定により申込書を受け付けたときは、日程調整の上で能代市文化財等閲覧等承認書(様式第1号)を申込者に交付するものとする。

(承認書の提示)

第7条 承認書の交付を受けた者(以下「閲覧者」という。)が、文化財等の閲覧等をしようとするときは、承認書を提示しなければならない。

(文化財等の閲覧等の制限)

第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、文化財等の閲覧等を行うことができない。

(1) 寄託された文化財等で、寄託者から閲覧等の同意が得られていないとき

(2) その他管理上支障があると認めるとき

(遵守事項)

第9条 閲覧者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 収蔵庫及びその敷地内で喫煙をしないこと。

(2) 第3条第1項各号に規定する場所で飲食又は火気の使用をしないこと。

(3) 職員が指定した場所以外に出入りしないこと。

(4) 前3号に掲げるもののほか、文化財等の閲覧等については、職員の指示に従わなければならない。

(損害の賠償)

第10条 閲覧者が、職員の指示に従わず又は通常管理を怠り、その責めに帰すべき理由により文化財等を破損したときは、修復費用相当額を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると教育委員会が認めたときは、この限りではない。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由

能代市文化財資料収蔵庫条例の施行に関し、必要な事項を定めるもの。


様式第1号（第5条・第6条関係）

能代市文化財等閲覧等申込書

年 月 日

申込者 住 所 〒

機関・団体名

氏 名

連絡先（電話）

次のとおり利用をしたいので申し込みます。

記

閲覧等の日時	年 月 日 ( ) 時 分から	年 月 日 ( ) 時 分まで
閲覧等の目的		
資料管理番号	資料名	
閲覧等の範囲	<input type="checkbox"/> 閲 覧 <input type="checkbox"/> 複 写 複写範囲 <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> その他 ( ) 複写方法 ( 写真撮影 ・ 電子複写 )	

- 同意事項  閲覧・複写の際は、職員の指示に従います。  
 複写物は、申込書の利用目的以外に使用しません。  
 複写物を他人に譲渡、貸与することがないよう管理します。  
 撮影した画像を掲載・公開する場合は、別途連絡します。

能代市文化財等閲覧等承認書

上記のとおり承認する。

年 月 日

能代市教育委員会

教育長



※ 来庫の際にご持参ください



## 議案第15号

### 能代市子ども館の管理運営に関する規則の一部改正について

能代市子ども館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月27日提出

能代市教育委員会教育長 高橋 誠也

#### 能代市子ども館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

能代市子ども館の管理運営に関する規則（平成18年能代市教育委員会規則第34号）の一部を次のように改正する。

第4条中「プラネタリウム観覧券（様式第1号。以下「観覧券」という。）」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める観覧券」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 次号及び第3号に掲げる者以外の者 プラネタリウム観覧券（様式第1号）
- (2) 中学生以下の者 プラネタリウム無料観覧券
- (3) 第6条第1項第2号に該当することにより観覧料が免除された者 プラネタリウム観覧券（免除対象者）

第4条に次の1項を加える。

2 プラネタリウム無料観覧券及びプラネタリウム観覧券（免除対象者）の様式は、教育委員会が別に定める。

第6条第2項中「様式第3号」の次に「。以下「免除申請書」という。」を加え、同条に次の1項を加える。

4 前2項の規定にかかわらず、第1項第2号に該当することにより観覧料の免除を受ける者に係る手続については、同号に該当することを証する書類の提示をもって免除申請書の提出に代え、プラネタリウム観覧券（免除対象者）の交付をもって免除許可書の交付に代えるものとする。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

右記以外の日	土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日
午前10時00分	午前10時00分
午前11時00分	午前11時00分
午後1時30分	午後1時30分
午後3時00分	午後2時30分
—	午後3時30分

様式第1号から様式第4号までを次のように改める。

様式第1号（第4条関係）

（表）

プラネタリウム観覧券 No. （個人用） 一般340円  能代市子ども館	No. プラネタリウム観覧券 （個人用） 一般340円  能代市子ども館
--	---

（表）

プラネタリウム観覧券 No. （団体用） 一般270円  能代市子ども館	No. プラネタリウム観覧券 （団体用） 一般270円  能代市子ども館
--	---

（裏）各共通

	<ol style="list-style-type: none"><li>1 この券は、観覧の際改札を受けてください。</li><li>2 この券を切り離すと無効です。</li><li>3 投映中の入退場はできません。</li></ol>
--	--

様式第2号（第5条関係）

子 ども 館  
プラネタリウム団体観覧申請書

年 月 日

能代市教育委員会 様

住 所

団 体 名

代表者名

電話番号

次のとおりプラネタリウムを観覧したいので申請します。

観 覧 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで		
観 覧 内 容			
観覧人員及び 観 覧 料	一 般	人	円
	中 学 生 以 下	人	
	身 体 障 害 者 等	人	
	計	人	円
備 考			

※上記の申請のとおり承認してよろしいか。

決	館 長		
裁			

※ 受 付	年 月 日
	第 号
承 認	年 月 日

※印欄は、記入しないでください。



様式第3号（第6条関係）

子 ども 館  
プラネタリウム観覧料免除申請書

年 月 日

能代市長 様

住 所

団 体 名

代表者名

電話番号

次のとおりプラネタリウム観覧料の免除を申請します。

観 覧 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで		
観 覧 内 容			
免 除 の 事 由	規則第6条第1項第 号に該当		
観 覧 人 員 及 び 観 覧 料	一 般	人	円
免 除 申 請 額	円		

※上記の申請を許可してよろしいか。

決 裁	部 長					※ 受 付 許 可	年 月 日
							第 号
							年 月 日

※印欄は、記入しないでください。

様式第4号（第6条関係）

子 ども 館  
プラネタリウム観覧料免除許可書

年 月 日

団 体 名

代表者名 様

能代市長



年 月 日付けで申請のあったプラネタリウム観覧料の免除について、  
次のとおり許可する。

許 可 番 号	許 可 第 号		
観 覧 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで		
観 覧 内 容			
観 覧 人 員 及 び 観 覧 料	一 般	人	円
免 除 額	円		
備 考			

## 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

### 提案理由

子ども館の展示室リニューアルオープンに伴い、来館者の増加が予想されることから、プラネタリウムを観覧しやすいよう利便性を向上させるとともに、業務の効率化を図るため、必要な改正をするものである。





リウム観覧券（免除対象者）の交付をもって免除許可書の交付に代えるものとする。

別表（第2条関係）

曜日 回	平日	日・祝日
1	9時30分	9時30分
2	11時00分	11時00分
3	13時00分	13時00分
4	15時00分	14時30分
5	—	16時00分

様式第1号（第4条関係）

(表)

ブラネタリウム観覧券(個人用)No. 340円  能代市子ども館	No. ブラネタリウム観覧券(個人用) 340円  能代市子ども館
---	---

(表)

ブラネタリウム観覧券(団体用)No. 270円  能代市子ども館	No. ブラネタリウム観覧券(団体用) 270円  能代市子ども館
---	---

(表)

ブラネタリウム観覧券 無料  能代市子ども館	No. ブラネタリウム観覧券 無料  能代市子ども館
---------------------------------	--

(裏)各共通

1 この券は、観覧の際改札を受けてください。 2 この券を切り離すと無効です。 3 投映中の入退場はできません。
--

別表（第2条関係）

右記以外の日	土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日
午前10時00分	午前10時00分
午前11時00分	午前11時00分
午後1時30分	午後1時30分
午後3時00分	午後2時30分
—	午後3時30分

様式第1号（第4条関係）

(表)

ブラネタリウム観覧券 No. (個人用) 一般340円  能代市子ども館	No. ブラネタリウム観覧券 (個人用) 一般340円  能代市子ども館
--	---

(表)

ブラネタリウム観覧券 No. (団体用) 一般270円  能代市子ども館	No. ブラネタリウム観覧券 (団体用) 一般270円  能代市子ども館
--	---

(裏)各共通

1 この券は、観覧の際改札を受けてください。 2 この券を切り離すと無効です。 3 投映中の入退場はできません。
--

様式第2号（第5条関係）

子 ども 館  
プラネタリウム団体観覧申請書

年 月 日

能代市教育委員会 様

住 所  
団 体 名  
代表者名  
電 話

次のとおりプラネタリウムを観覧したいので申請します。

観 覧 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで		
回 数	第 回 目		
観覧人員及び 観 覧 料	一 般	人	円
	小・中学生	人	円
	そ の 他	人	円
	計	人	円
備 考			

※上記申請のとおり許可してよろしいか。

決 裁	館 長				※ 受 付	年 月 日	第 号
裁					※ 承 認	年 月 日	一 般
							小・中学生

様式第2号（第5条関係）

子 ども 館  
プラネタリウム団体観覧申請書

年 月 日

能代市教育委員会 様

住 所  
団 体 名  
代表者名  
電 話 番 号

次のとおりプラネタリウムを観覧したいので申請します。

観 覧 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで		
観 覧 内 容			
観覧人員及び 観 覧 料	一 般	人	円
	中 学 生 以 下	人	円
	身 体 障 害 者 等	人	円
	計	人	円
備 考			

※上記の申請のとおり承認してよろしいか。

決 裁	館 長				※ 受 付	年 月 日	第 号
裁					承 認	年 月 日	

※印欄は、記入しないでください。

様式第3号（第6条関係）

子 ども 館  
プラネタリウム観覧料免除申請書

年 月 日

能代市長 様

住 所  
団 体 名  
代表者名  
電 話

次のとおりプラネタリウム観覧料の免除を申請します。

観 覧 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで		
回 数	第 回目		
免 除 の 事 由			
観 覧 人 員 及 び 観 覧 料	一 般	人	円
	身 体 障 害 者 等	人	円
	そ の 他	人	円
	計	人	円
免 除 申 請 額			
※ 館長の意見			
※上記の申請を許可してよろしいか。			
決 部 長 館 長			
裁			
受 付	年 月 日		
	第 号		

※印欄は、記入しないでください。

様式第3号（第6条関係）

子 ども 館  
プラネタリウム観覧料免除申請書

年 月 日

能代市長 様

住 所  
団 体 名  
代表者名  
電 話 番 号

次のとおりプラネタリウム観覧料の免除を申請します。

観 覧 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで		
観 覧 内 容			
免 除 の 事 由	規則第6条第1項第 号に該当		
観 覧 人 員 及 び 観 覧 料	一 般	人	円
免 除 申 請 額	円		
※上記の申請を許可してよろしいか。			
決 部 長			
裁			
※ 受 付 許 可	年 月 日		
	第 号		
	年 月 日		

※印欄は、記入しないでください。



様式第4号（第6条関係）

子ども館 プラネタリウム観覧料免除許可書	
年 月 日	
団体名 代表者名	様   能代市長 <span style="float: right;">印</span>
年 月 日付けで申請のあったプラネタリウム観覧料の免除について、 次のとおり許可する。	
許可番号	許可第 号
観覧日時	年 月 日 時 分から 時 分まで
回数	第 回目
観覧人員 及び免除額	一 般 人 円
	身 体 障 害 者 等 人 円
	そ の 他 人 円
	計 人 円
備 考	

様式第4号（第6条関係）

子ども館 プラネタリウム観覧料免除許可書	
年 月 日	
団体名 代表者名	様   能代市長 <span style="float: right;">印</span>
年 月 日付けで申請のあったプラネタリウム観覧料の免除について、 次のとおり許可する。	
許可番号	許可第 号
観覧日時	年 月 日 時 分から 時 分まで
観覧内容	
観覧人員及び 観覧料	一 般 人 円
免 除 額	円
備 考	



議案第16号

能代市文化財資料収蔵庫処務規程の制定について

能代市文化財資料収蔵庫処務規程を次のように定める。

令和5年3月27日提出

能代市教育委員会教育長 高橋 誠也

能代市文化財資料収蔵庫処務規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、能代市文化財資料収蔵庫（以下「収蔵庫」という。）の組織及び処務に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第2条 収蔵庫に所長を置く。

2 収蔵庫に、必要に応じて職員を置くことができる。

(職務)

第3条 収蔵庫の職員の職務は、次のとおりとする。

(1) 所長は、収蔵庫の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(2) 職員は、上司の命を受けて、収蔵庫の事務を処理する。

(所掌事務)

第4条 収蔵庫の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 文書の收受、発送及び保管に関すること。

(2) 収蔵庫の管理及び保全に関すること。

(3) 収蔵庫の施設設備に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、収蔵庫の管理運営に必要なこと。

(文書の記号)

第5条 収蔵庫の文書の記号及び番号は、「能教委文発・収第 号」とする。

(準用)

第6条 この訓令に定めのないものについては、能代市教育委員会事務局処務規程（平成18年能代市教育委員会訓令第1号）を準用する。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

## 提案理由

能代市文化財資料収蔵庫の組織及び処務に関し、必要な事項を定めようとするものである。

議案第17号

能代市学校歯科医の委嘱について

学校保健安全法（昭和33年法律第56条）第23条第3項の規定に基づき、能代市学校歯科医を次のように委嘱する。

令和5年3月27日提出

能代市教育委員会教育長 高橋誠也

能代市学校歯科医名簿

委嘱年月日 令和5年4月1日

学校名	学校医名	備考
二ツ井小学校	大塚英幸	新任
二ツ井中学校	大塚和歌子	新任

提案理由

能代市学校歯科医五十嵐常正の退任に伴い、新たに委嘱しようとするものである。



議案第18号

能代市学校薬剤師の委嘱について

学校保健安全法（昭和33年法律第56条）第23条第3項の規定に基づき、能代市学校薬剤師を次のように委嘱する。

令和5年3月27日提出

能代市教育委員会教育長 高橋誠也

能代市学校薬剤師名簿

委嘱年月日 令和5年4月1日

学校名	学校薬剤師名	備考
向能代小学校	田森文也	新任

提案理由

能代市学校薬剤師小笠原朝子の退任に伴い、新たに委嘱しようとするものである。





議案第19号

能代市地域学校協働活動推進員の委嘱について

能代市地域学校協働活動推進員等設置要綱（令和2年3月能代市教育委員会告示第11号）第4条の規定に基づき、能代市地域学校協働活動推進員を次のように委嘱する。

令和5年3月27日提出

能代市教育委員会教育長 高橋 誠也

能代市地域学校協働活動推進員名簿

任期 令和5年4月1日から  
令和6年3月31日まで

学 校 名	氏 名	備 考
淳城西小学校	千羽正人	再任
能代第一中学校		再任
淳城南小学校	工藤千幸	再任
第四小学校	永塚光子	再任
第五小学校	戸松郁子	再任
向能代小学校	大高幸美	新任
浅内小学校	保坂智之	再任
二ツ井小学校	米川 貢	再任
二ツ井中学校		再任
能代第二中学校	宮腰 徹	新任
能代東中学校	高橋 真也	再任
東雲中学校	板倉和也	新任
能代南中学校	池端一成	再任

提案理由

能代市地域学校協働活動推進員を新たに委嘱しようとするものである。



議案第20号

能代市スポーツ推進委員の委嘱について

スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第1項の規定に基づき、能代市スポーツ推進委員を別紙のとおり委嘱する。

令和5年3月27日提出

能代市教育委員会教育長 高橋 誠也

提案理由

能代市スポーツ推進委員を新たに委嘱しようとするものである。



## 能代市スポーツ推進委員名簿

任期 令和5年4月 1日から

令和7年3月31日まで

No.	氏 名	住 所	備 考
1	川 尻 美紀子	能代地区	再 任
2	佐 藤 恵美子	二ツ井地区	再 任
3	梶 原 芳 一	能代地区	再 任
4	菊 池 敏 幸	二ツ井地区	再 任
5	井 上 昇	能代地区	再 任
6	佐 藤 一 博	能代地区	再 任
7	鈴 木 敬 一	能代地区	再 任
8	工 藤 達 美	能代地区	再 任
9	大 塚 久美子	能代地区	再 任
10	大 瀧 賢 一	能代地区	再 任
11	丸 橋 多美子	能代地区	再 任
12	川 尻 邦 子	能代地区	再 任
13	石 井 貢	能代地区	再 任
14	鎌 田 裕 美	能代地区	再 任
15	大 塚 孝 彦	能代地区	再 任
16	鈴 木 絵 里	能代地区	再 任
17	大郷司 有 香	二ツ井地区	再 任
18	浅 野 光 江	能代地区	新 任
19	飯 坂 信 悦	能代地区	新 任
20	佐 藤 義 則	二ツ井地区	新 任



議案第 2 1 号

能代市子ども館指導員の任命について

能代市子ども館指導員に関する要綱（平成 1 8 年能代市教育委員会告示第 9 号）第 2 条の規定に基づき、能代市子ども館指導員を次のように任命する。

令和 5 年 3 月 2 7 日提出

能代市教育委員会教育長 高 橋 誠 也

能代市子ども館指導員名簿

任期 令和 5 年 4 月 1 日から  
令和 6 年 3 月 3 1 日まで

氏 名	所 属 等	備 考
雄 鹿 洋 美	元小学校教頭	新 任

提案理由

能代市子ども館指導員を新たに任命しようとするものである。





議案第 22 号

令和 5 年度能代市学校教育指導の重点について

令和 5 年度能代市学校教育指導の重点を別紙のとおり定める。

令和 5 年 3 月 27 日提出

能代市教育委員会教育長 高橋 誠也

提案理由

令和 5 年度能代市学校教育指導の重点を新たに定めようとするものである。



能代市教育委員会の学校訪問

## 秋田県教育委員会と連動したPDCA

<div style="background-color: #e0f0ff; padding: 2px; text-align: center; font-weight: bold;">所長訪問</div> 5月下旬～7月上旬	○各校の課題を明らかにし、授業改善に向けた目標を具体的に設定するために、北教育事務所長・山本出張所長の学校訪問に、市教委も同行し、学校とともに指導を受けます。【各校1回】
<div style="background-color: #e0f0ff; padding: 2px; text-align: center; font-weight: bold;">要請訪問</div> (希望校へ)	◎各校の研修の在り方や授業改善の取組について、指導主事が訪問して指導助言します。市教委では、指導案検討会から共に授業研究に取り組んだり、事後研究会をコーディネートしたりすることも可能です。
<div style="background-color: #e0f0ff; padding: 2px; text-align: center; font-weight: bold;">市教委訪問</div> 9月下旬～11月下旬	◎各校の経営方針の実践と授業改善等の成果を確認するために、教育長・学校教育課長・参事・指導主事が訪問し、全職員の授業を参観し、助言します。【各校1回】

令和5年度 年間行事予定

学校教育課・教育研究所関連事業			
月	主催・所管事業	月	主催・所管事業
4月	・各交付式での情報交換・研修 ・全国学力・学習状況調査(18日) ・教務・研究主任協議会(28日)	8月	・心の教室相談員情報交換会(1日) ・学校図書支援員研修会(3日) ・市初任研Ⅱ(17日) ・外国語活動・外国語研修会(22日)
5月	・北教育事務所長訪問(～7月上旬) ・第1回Q-Uアンケート ・第1回幼保小連携推進協議会(16日) ・読書活動推進研修会(26日) ・市初任研Ⅰ(31日) ・5歳児親子相談(～2月) ・幼児通級指導教室(～3月)	9月	・市教委訪問(～11月下旬)
6月	・講師等研修会(5日) ・特別支援教育担任等研修会(16日)	11月	・第2回幼保小連携推進協議会(9日) ・能代市教育支援委員会(15日) ・能代っ子中学生ふるさと会議(20日) ・県学習状況調査(小学校:30日)
7月	・算数・数学学力向上研修会(7日) ・児童生徒支援アドバイザー等訪問(長期休業中)	12月	・県学習状況調査(中学校:1日) ・第2回Q-Uアンケート ・いじめ問題対策連絡協議会
通年	・適応指導教室「はまなす広場」 ・教育相談「風の子電話」(電話相談・面談) ・不登校保護者会(月1回)	1月	・事務指導(中学校)
		2月	・教育研究所運営協議会(8日) ・「はまなす広場」運営協議会(下旬)
		3月	・第3回幼保小連携推進協議会(下旬)
		毎週(月)～(金)	9:00～15:00
		毎週(月)～(金)	9:30～16:00
		第3木曜	19:00～21:00

\*開催期日は変更になる場合があります。

能代市教育委員会

TEL 0185-73-5178    FAX 0185-73-6459    〒018-3192 能代市ニツ井町字上台1-1

〈表紙の写真提供〉 左：湊城南小学校 中央：ニツ井中学校 右：向能代小学校

# 令和5年度 能代市の学校教育

学び合う 感謝と思いやりにあふれる

## わのまち 能代

## 学校教育の基本方針

# 豊かな人間性を育む学校教育の推進

- ◆学校教育の重点◆

  - 一 主体的で、創意ある教育活動の推進
  - 二 心豊かな人間性と健やかな体を育む教育の推進
  - 三 基礎学力の向上を図る学習指導
  - 四 幅広い識見と実践的指導力を培う教職員の研修
  - 五 安全・安心な学校教育の充実と環境の整備

能代市教育委員会

# 学校教育の重点

## 1 主体的で、創意ある教育活動の推進

重点	実践事項
(1) カリキュラム・マネジメントの視点を基に、ふるさと教育・キャリア教育の趣旨を生かした教育活動の推進 (2) 地域と学校が一体となる学校運営協議会（コミュニティ・スクール）制度の構築	①郷土の自然・歴史や伝統・文化・産業等を生かした教育課程の編成 ②将来の社会的・職業的自立を念頭においた、全体計画や年間計画の工夫・改善 ①学校・家庭・地域の連携・協働による、子どもたちの成長を支える活動の推進 ②小・中の系統性を踏まえた、地域全体で子どもを育てる体制づくり

## 2 心豊かな人間性と健やかな体を育む教育の推進

重点	実践事項
(1) 自己実現を支える生徒指導 (2) 豊かな心と健やかな体の育成	①不登校・いじめ等の未然防止、早期発見、即時対応の徹底 ②共感的な人間関係を育む学級経営の充実 ③校内体制の機能化（組織的かつ迅速な対応） ①教育活動全体を通じて行う、組織的で一貫した道徳教育の推進 ②共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育の構築 ③健康的な生活習慣の定着や体力向上を図る、継続的な指導の充実

## 3 基礎学力の向上を図る学習指導

重点	実践事項
(1) 「秋田の探究型授業」を基軸とした授業づくり	①秋田の探究型授業の基本プロセスを機能させた授業づくりの充実 ②思考を広げ深められる、言語活動の効果的な位置付け ③思考・表現ツールとしてのICT機器の活用 ④諸調査の結果の分析による指導方法の工夫改善

## 4 幅広い識見と実践的指導力を培う教職員の研修

重点	実践事項
(1) 学校を活性化させるための校内研修 (2) 今日的な教育課題に対応する市教委研修	①教科・学年の枠を超えた研究の充実 ②外部指導者の活用による客観的な検証機会の充実 ①学校のニーズに応じた学校訪問による、学校組織活性化研修支援 ②教師一人一人のキャリアステージに応じた資質向上研修の充実

## 5 安全・安心な学校教育の充実と環境の整備

重点	実践事項
(1) 学校安全に関する指導の推進と学校施設の適切な維持管理	①自分の命は自分で守ることができる児童生徒の育成を目指す安全教育の充実 ②PDCAサイクルを機能させた安全管理体制の充実

## R5 能代市の授業づくり【本年度の重点】

**学習の見通しをもつ**

**自分の考えをもつ**

**集団(ペア・グループ・学級)で話し合う**

**学習内容や方法を振り返る**

### 【「秋田の探究型授業」の基本プロセス】

#### 主体的・対話的で深い学びを考慮した授業展開の工夫

- ◇既習事項を生かしながら児童生徒の意欲を引き出し、主体的な活動を促すような課題の設定をするとともに、課題に対する予想や見通しをもつ時間を設定する。
- ◇思考・表現ツールやスタディ・ログの役割としてICT機器を効果的に活用する。
- ◇明確な目的をもった机間指導、深い学びにつながる意図的指名等、生徒主体の学び合いになるようコーディネートする。
- ◇どんな資質・能力が身に付いたかを児童生徒が実感できるような振り返りの場を設定する。

- 本時のまとめと振り返りの違いを意識しているか
- コンパクトでインパクトのある導入か
- 児童生徒の目は輝いているか
- 使ってみるから、効果的に使うICTへ変化しているか

## R5 能代市の特色ある取組

### 1 カリキュラム・マネジメント3か年計画

学校経営目標達成に向けて、全教職員が学校経営に参画意識をもって、児童生徒の資質・能力を育成

年度	内容
令和5年度	・全教科等の指導案に育てたい資質・能力及び関連する単元等を明記 ・令和4年度に実践校が作成した単元配列表を基に、各校全学年において単元配列表を作成
令和6年度	・教務・研究主任会において、単元配列表を持ち寄り、加除・修正を実施
令和7年度	・全教職員が学校教育目標のグランドデザインづくりに参画 ・育てたい資質・能力に沿って学年部及び各教科等の重点を設定 ・全教育活動においてPDCAサイクルの確立 ・校長会・教頭会において、カリキュラム・マネジメントについての協議の場を設置

### 2 「自立」に向けた系統的な特別支援教育



- ◆能代市特別支援教育統括コーディネーター・能代市特別支援教育アドバイザー  
5歳児親子相談や幼児通級指導教室、特別支援教室等の運用状況を把握し、自立に必要な指導方法や支援の在り方等について、教員や指導員・支援員に助言する。
- ◆特別支援教育指導員・特別支援教育支援員  
支援を必要とする児童生徒への学習支援・生活支援をする。
- ◆5歳児親子相談  
発達検査を促す。
- ◆幼児通級指導（すてっぷ）  
入学前に小集団で指導する。
- ◆特別支援教室（ステップアップ）※R5より名称変更  
小集団での授業を通して小学校生活への適応を図る。
- ◆移動通級指導教室（県）  
系統的な特別支援教育システムの有効活用を図る。

### 3 教育・保育の推進体制の充実を図るための幼児教育・保育アドバイザーの配置

- ・就学前教育と小学校教育との円滑な接続への取組
- ・就学前施設及び小学校への巡回訪問・助言等
- ・就学前施設・小学校の職員を対象とした合同研修会の開催
- ・県との連携体制の強化

⇒ 教育・保育の質的向上

報告第1号

令和5年度代市社会教育施設等運営方針について

令和5年度能代市社会教育施設等運営方針を別紙のとおり定めたので報告する。

令和5年3月27日提出

能代市教育委員会教育長 高橋誠也



## 令和5年度能代市公民館運営方針

### 1 基本方針

公民館は、社会教育の拠点施設として機能の充実を図り、各種の講座を企画・運営し、少子高齢化や価値観の多様化に対応した学びの機会の提供に努めるとともに、活力ある地域づくりのために、市民が主体となる学習活動を支援し、だれでも気軽に集い、学びと活動をつなげる環境づくりに努める。

### 2 重点目標

- (1) さまざまな世代に対し、多様な学習ニーズやライフステージに応じた多様な学びの機会を提供する。
- (2) 自主学習グループ等をはじめとした市民の自主的な活動を支援し、学びの成果を地域活動に活かす場や機会の提供に努めるとともに、社会への実践的な参画を促進する。
- (3) 学校・家庭・地域が連携・協働し、次世代を担う子どもたちを育む地域づくりにつなげる、学びの機会を提供する。
- (4) 指定管理者と連携し、市民へのサービス向上を図るとともに、施設の環境整備に努める。

令和5年度 能代市公民館運営方針 新旧対照表

令和4年度運営方針（旧）	令和5年度運営方針（新）
<p>1 基本方針</p> <p>公民館は、社会教育の拠点施設として機能の充実を図り、各種の講座を企画・運営し、少子高齢化や価値観の多様化に対応した学びの機会の提供に努めるとともに、活力ある地域づくりのために、市民が主体となる学習活動を支援し、<u>人々が気軽に集い、学べる場の提供</u>に努める。</p> <p>2 重点目標</p> <p>(1) さまざまな世代に対し、<u>生活や地域における課題やニーズ</u>に応じた多様な学びの機会を提供する。</p> <p>(2) 自主学習グループ等をはじめとした市民の自主的な活動を支援し、<u>学びの成果の発表及び交流の場の確保・提供に努めるとともに、地域活動への参画を促す。</u></p> <p>(3) 学校・家庭・地域が<u>連携し、次世代を育む地域づくりのため</u>の学びの機会を提供する。</p> <p>(4) 指定管理者と連携し、市民へのサービス向上を図るとともに、施設の環境整備に努める。</p>	<p>1 基本方針</p> <p>公民館は、社会教育の拠点施設として機能の充実を図り、各種の講座を企画・運営し、少子高齢化や価値観の多様化に対応した学びの機会の提供に努めるとともに、活力ある地域づくりのために、市民が主体となる学習活動を支援し、<u>だれでも気軽に集い、学びと活動をつなげる環境づくりに努める。</u></p> <p>2 重点目標</p> <p>(1) さまざまな世代に対し、<u>多様な学習ニーズやライフステージ</u>に応じた多様な学びの機会を提供する。</p> <p>(2) 自主学習グループ等をはじめとした市民の自主的な活動を支援し、<u>学びの成果を地域活動に活かす場や機会の提供に努めるとともに、社会への実践的な参画を促進する。</u></p> <p>(3) 学校・家庭・地域が<u>連携・協働し、次世代を担う子どもたちを育む地域づくりにつなげる、</u>学びの機会を提供する。</p> <p>(4) 指定管理者と連携し、市民へのサービス向上を図るとともに、施設の環境整備に努める。</p>



# 令和5年度 能代市文化会館運営方針

## 1 基本方針

文化会館は、市民の文化芸術の振興と福祉の増進を図るため、様々な分野の事業や文化行事を企画し、市民に優れた文化芸術の鑑賞機会を提供する。

また、各種催物に広く開放し、市民の自主的な文化芸術活動の奨励に努め、地域の活力を育む文化の拠点として運営する。

## 2 重点目標

- (1) 主催事業及び共催事業の実施により、市民への優れた文化芸術の鑑賞機会の提供に積極的に取り組む。
- (2) 市民参加型事業、会場提供型事業等の実施により、地域の文化芸術の振興に努める。
- (3) 情報化に対応した広報活動により、市民の文化芸術への興味・関心を喚起するとともに、施設の利用促進を図る。
- (4) 指定管理者と連携し、市民へのサービス向上を図るとともに、施設の環境整備に努める。

令和5年度 能代市文化会館運営方針 新旧対照表

令和4年度運営方針（旧）	令和5年度運営方針（新）
<p>1 基本方針</p> <p>文化会館は、市民の文化芸術の振興と福祉の増進を図るため、様々な分野の事業や文化行事を企画し、市民に優れた文化芸術の鑑賞機会を提供する。</p> <p>また、各種催物に広く開放し、市民の自主的な文化芸術活動の奨励に努め、地域の活力を育む文化の拠点として運営する。</p> <p>2 重点目標</p> <p>(1) 主催事業及び共催事業の実施により、優れた文化芸術の鑑賞機会の提供に積極的に取り組む。</p> <p>(2) 市民参加型事業、会場提供型事業等の実施により、地域の文化芸術の振興に努める。</p> <p>(3) 情報化に対応した広報活動により、市民の文化芸術への興味・関心を喚起するとともに、施設の利用促進を図る。</p> <p>(4) 指定管理者と連携し、市民へのサービス向上を図るとともに、施設の環境整備に努める。</p>	<p>1 基本方針</p> <p>文化会館は、市民の文化芸術の振興と福祉の増進を図るため、様々な分野の事業や文化行事を企画し、市民に優れた文化芸術の鑑賞機会を提供する。</p> <p>また、各種催物に広く開放し、市民の自主的な文化芸術活動の奨励に努め、地域の活力を育む文化の拠点として運営する。</p> <p>2 重点目標</p> <p>(1) 主催事業及び共催事業の実施により、<u>市民への</u>優れた文化芸術の鑑賞機会の提供に積極的に取り組む。</p> <p>(2) (以下略)</p>

# 令和5年度能代市勤労青少年ホーム運営方針

## 1 基本方針

勤労青少年ホームは、勤労青少年が自信と意欲を持ち、自立的な職業生活の実現を目指すとともに、その自主性や創造性を培う場として、スポーツ、文化等のサークル活動を支援し、多様な学習ニーズに応じた学びと活動をつなげる環境づくりに努める。

## 2 重点目標

- (1) 勤労青少年の主体的な活動や地域活動を促進するため、グループ・サークル活動等の支援に努めるとともに、地域づくり等への参画を支援する。
- (2) 勤労青少年の主体的な学びと活動をつなげる環境を提供し、利用の拡大と交流の促進に努める。
- (3) 生涯学習関連施設として、だれでも気軽に集い、交流できる学びの場を提供し、生涯学習の推進を図る。
- (4) 指定管理者と連携し、市民へのサービス向上を図るとともに、施設環境整備に努める。

令和5年度 勤労青少年ホーム運営方針 新旧対照表

令和4年度運営方針（旧）	令和5年度運営方針（新）
<p>1 基本方針</p> <p>勤労青少年ホームは、勤労青少年が自信と意欲を持ち、自立的な職業生活の実現を目指すとともに、その自主性や創造性を培う場として、スポーツ、文化等のサークル活動を支援し、<u>あわせて多様な学びの機会を提供する。</u></p> <p>2 重点目標</p> <p>(1) 勤労青少年の<u>自主的な活動</u>を促進するため、グループ・サークル活動等の支援に努めるとともに、地域づくり等への参画を支援する。</p> <p>(2) 勤労青少年の<u>活動の場と学びの機会</u>を提供し、利用の拡大と交流の促進に努める。</p> <p>(3) 生涯学習関連施設として、<u>広く市民に学びの場</u>を提供し、生涯学習の推進を図る。</p> <p>(4) 指定管理者と連携し、市民へのサービス向上を図るとともに、施設の環境整備に努める。</p>	<p>1 基本方針</p> <p>勤労青少年ホームは、勤労青少年が自信と意欲を持ち、自立的な職業生活の実現を目指すとともに、その自主性や創造性を培う場として、スポーツ、文化等のサークル活動を支援し、<u>多様な学習ニーズに応じた学びと活動をつなげる環境づくりに努める。</u></p> <p>2 重点目標</p> <p>(1) 勤労青少年の<u>主体的な活動や地域活動</u>を促進するため、グループ・サークル活動等の支援に努めるとともに、地域づくり等への参画を支援する。</p> <p>(2) 勤労青少年の<u>主体的な学びと活動をつなげる環境</u>を提供し、利用の拡大と交流の促進に努める。</p> <p>(3) 生涯学習関連施設として、<u>だれでも気軽に集い、交流できる学びの場</u>を提供し、生涯学習の推進を図る。</p> <p>(4) 指定管理者と連携し、市民へのサービス向上を図るとともに、施設の環境整備に努める。</p>

# 令和5年度能代市働く婦人の家運営方針

## 1 基本方針

働く婦人の家は、女性が社会へ積極的に参加できるよう活動の場を提供するとともに、その活動を支援する。

男女が共に持てる力を十分発揮できる男女共同参画社会を目指し、多様なニーズに応じた講座をはじめ、女性の学習活動意欲を高め、学びと活動をつなげる環境づくりに努める。

## 2 重点目標

- (1) 多様な学習ニーズに応じた講座の開設に努める。
- (2) 利用グループの育成と利用グループ連絡協議会への支援に努める。
- (3) 生涯学習関連施設として、だれでも気軽に集い、交流できる学びの場を提供し、生涯学習の推進を図る。
- (4) 指定管理者と連携し、市民へのサービス向上を図るとともに、施設の環境整備に努める。

令和5年度 働く婦人の家運営方針 新旧対照表

令和4年度運営方針（旧）	令和5年度運営方針（新）
<p>1 基本方針</p> <p>働く婦人の家は、女性が社会へ積極的に参加できるよう活動の場を提供するとともに、その活動を支援する。</p> <p>男女が共に持てる力を十分発揮できる男女共同参画社会を目指し、<u>家庭・地域・仕事等生活を支援する講座をはじめ、女性の学習活動意欲を高める機会の提供</u>に努める。</p> <p>2 重点目標</p> <p>(1) <u>家庭・地域・仕事等の生活に役立つ講座</u>の開設に努める。</p> <p>(2) 利用グループの育成と利用グループ連絡協議会への支援に努める。</p> <p>(3) 生涯学習関連施設として、<u>広く市民に学びの場を提供</u>し、生涯学習の推進を図る。</p> <p>(4) 指定管理者と連携し、市民へのサービス向上を図るとともに、施設の環境整備に努める。</p>	<p>1 基本方針</p> <p>働く婦人の家は、女性が社会へ積極的に参加できるよう活動の場を提供するとともに、その活動を支援する。</p> <p>男女が共に持てる力を十分発揮できる男女共同参画社会を目指し、<u>多様なニーズに応じた講座をはじめ、女性の学習活動意欲を高め、学びと活動をつなげる環境づくり</u>に努める。</p> <p>2 重点目標</p> <p>(1) <u>多様な学習ニーズに応じた講座</u>の開設に努める。</p> <p>(2) 利用グループの育成と利用グループ連絡協議会への支援に努める。</p> <p>(3) 生涯学習関連施設として、<u>だれでも気軽に集い、交流できる学びの場</u>を提供し、生涯学習の推進を図る。</p> <p>(4) 指定管理者と連携し、市民へのサービス向上を図るとともに、施設の環境整備に努める。</p>

# 令和5年度能代市立図書館運営方針

## 1 基本方針

市立図書館は、市民の学習要求に応えるため、必要な資料を広く収集・整理・提供する。また、生涯にわたる学びや生活に役立ち、利用しやすい情報の拠点となるよう努める。

さらに、読書活動を推進するため、家庭や地域、学校等との連携を図るとともに、各種事業を展開する。

## 2 重点目標

- (1) 特色ある蔵書づくりを推進する。
- (2) 他の公共図書館や図書館ボランティア等とも連携を図り、多様な学びの機会を提供するとともに、サービスの充実に努める。
- (3) 子どもの読書活動を推進するため、家庭や地域、学校等との連携を図り、子どもが気軽に読書に親しむための各種活動や児童図書 of 充実に努める。
- (4) 能代図書館・二ツ井図書館の連携を深めるとともに、指定管理者と連携し、市民へのサービス向上を図りながら、施設の環境整備に努める。

令和5年度能代市立図書館運営方針 新旧対照表

令和4年度運営方針（旧）	令和5年度運営方針（新）
<p>1 基本方針</p> <p>市立図書館は、市民の学習要求に応えるため、必要な資料を広く収集・整理・提供する。また、生涯にわたる学びや生活に役立ち、利用しやすい情報の拠点となるよう努める。</p> <p>さらに、読書活動を推進するため、家庭や地域、学校等との連携を図るとともに、各種事業を展開する。</p> <p>2 重点目標</p> <p>(1) <u>特色ある蔵書づくり（健康、木、宇宙、郷土）を推進する。</u></p> <p>(2) 他の公共図書館や図書館ボランティア等とも連携を図り、多様な学びの機会を提供するとともに、サービスの充実に努める。</p> <p>(3) 子どもの読書活動を推進するため、家庭や地域、学校等との連携を図り、子どもが気軽に読書に親しむための各種活動や児童図書 of 充実に努める。</p> <p>(4) 能代図書館・二ツ井図書館の連携を深めるとともに、指定管理者と連携し、市民へのサービス向上を図りながら、施設の環境整備に努める。</p>	<p>1 基本方針</p> <p>市立図書館は、市民の学習要求に応えるため、必要な資料を広く収集・整理・提供する。また、生涯にわたる学びや生活に役立ち、利用しやすい情報の拠点となるよう努める。</p> <p>さらに、読書活動を推進するため、家庭や地域、学校等との連携を図るとともに、各種事業を展開する。</p> <p>2 重点目標</p> <p>(1) <u>特色ある蔵書づくりを推進する。</u></p> <p>(2) (以下略)</p>



# 令和5年度能代市子ども館運営方針

## 1 基本方針

子ども館は、子どもの科学知識の普及を図るため、プラネタリウムや「宇宙」をテーマにした体験型展示、ロケット・衛星模型等の展示物を活用するとともに、各種事業において実験・観察、工作等に取り組むことにより、宇宙や科学、地域の自然環境等に対する関心や理解を深め、遊びや体験活動を通して心豊かな子どもの育成に努める。

また、学校や各種団体、各機関との連携を深めながら、子どもたちはもとより、家族や地域の人たちが広く参加し、夢や希望をもって楽しく科学を学べる施設づくりに努める。

## 2 重点目標

- (1) 科学に関連した講座や体験活動を通して子どもたちの科学に対する興味・関心を高めるとともに、遊びや学びの中で、探究心や創造性を育むための環境づくりに努める。
- (2) 認定こども園・保育所、学校、諸団体、関係機関との連携を密にし、理科教育の拠点施設として、機能の充実を図り、活用促進に努める。
- (3) プラネタリウムや宇宙関連の展示物の活用を工夫するとともに、JAXA（宇宙航空研究開発機構）や能代ロケット実験場等との連携を図り、子どもと大人がともに学び合える事業や講座の充実に努める。
- (4) 愛称「サイエンスパーク」やシンボルマーク、キャラクター「ノシロン」を活用して広報活動を積極的に推進し、利用の拡大に努める。
- (5) 利用者へのサービス向上を図るとともに、気軽に遊びに来られる場として、安全・安心な施設の環境整備に努める。

令和5年度 能代市子ども館運営方針 新旧対照表

令和4年度運営方針（旧）	令和5年度運営方針（新）
<p>1 基本方針</p> <p>子ども館は、子どもの科学知識の普及を図るため、プラネタリウムやロケット・衛星模型、<u>地域の動植物等の展示物</u>を活用するとともに、<u>各種事業を実施すること</u>により、宇宙や科学、地域の自然環境等に対する関心や理解を深め、遊びや体験活動を通して心豊かな子どもの育成に努める。</p> <p>また、学校や各種団体、各機関との連携を深めながら、子どもたちはもとより、家族や地域の人たちが広く参加し、夢や希望をもって楽しく科学を学べる施設づくりに努める。</p> <p>2 重点目標</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 愛称「サイエンスパーク」を活用して広報活動を積極的に推進し、利用の拡大に努める。</p> <p>(5) 利用者へのサービス向上を図るとともに、安全・安心な施設の環境整備に努める。</p>	<p>1 基本方針</p> <p>子ども館は、子どもの科学知識の普及を図るため、プラネタリウムや「<u>宇宙</u>」をテーマにした<u>体験型展示</u>、ロケット・衛星模型等の展示物を活用するとともに、<u>各種事業において実験・観察、工作等に取り組むこと</u>により、宇宙や科学、地域の自然環境等に対する関心や理解を深め、遊びや体験活動を通して心豊かな子どもの育成に努める。</p> <p>また、学校や各種団体、各機関との連携を深めながら、子どもたちはもとより、家族や地域の人たちが広く参加し、夢や希望をもって楽しく科学を学べる施設づくりに努める。</p> <p>2 重点目標</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 愛称「サイエンスパーク」や<u>シンボルマーク、キャラクター「ノシロン」</u>を活用して広報活動を積極的に推進し、利用の拡大に努める。</p> <p>(5) 利用者へのサービス向上を図るとともに、<u>気軽に遊びに来られる場として、安全・安心な施設の環境整備</u>に努める。</p>